

(その1)

収 支 報 告 書

平成25 年分
開催分)

(ふ り が な) につぼんいしんのかいぐんまけんそうしふ

1 政治団体の名称 日本維新の会群馬県総支部

2 主たる事務所の所在地 群馬県伊勢崎市曲輪町5-18
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
石関 貴史

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
上野 宏史

事務担当者の氏名

(姓) (名)
吉山 勇

(電話) 0270-25-1084

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政 党 の 支 部	規定による政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届 (姓) (名)	
出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 (姓) (名)	
の氏名	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者 (姓) (名)	
の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者 (姓) (名)	
の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



1128

(その2)

収 支 の 状 況

【エラーチェック済】

1 収支の総括表

収 入 総 額	10,250,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	10,250,000
支 出 総 額	9,180,922
翌年への繰越額	1,069,078

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その4)

(4) 借 入 金			
行番号	借 入 先	金 額	備 考
1	石関 貴史	200,000	平成25年3月15日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合 計	200,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会衆議院群馬県第2選挙区支部	50,000	H25/1/25	群馬県伊勢崎市曲輪町5-18.	事務所の無償提供
2	日本維新の会 本部	2,500,000	H25/6/7	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル2F	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	H25/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル2F	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	H25/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル2F	
5	日本維新の会 本部	2,500,000	H25/12/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル2F	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	10,050,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	292,991	0	
(4) 事 務 所 費	228,405	0	
小 計	521,396	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	138,840	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,470,686	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	8,470,686	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	50,000	50,000	
小 計	8,659,526	50,000	
合 計	9,180,922		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		51,790				
合 計		51,790				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		87,050				
合 計		87,050				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	Webサイト開設にかかる諸費用	1,484,700	H25/7/31	㈱ピーエムラボ	東京都千代田区麹町2-3-3FDC麹町ビル8F	
2	折込代	924,051	H25/11/28	㈱総合PR	群馬県前橋市元総社町936-4	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	2,408,751				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	デザイン料	105,000	H25/8/23	Ono planning Office	大阪府高槻市真上町1-1-18Insist213A	
2	ポスター代	368,287	H25/10/11	上越印刷工業㈱	群馬県前橋市大渡町2-2-1	
3	政党掲示板代	1,037,400	H25/11/12	コーエィ㈱	群馬県前橋市上小出町1-9-12	
4	印刷代	777,840	H25/11/13	上越印刷工業㈱	群馬県前橋市大渡町2-2-1	
5	カレンダーデザイン	68,250	H25/11/21	Ono planning Office	大阪府高槻市真上町1-1-18Insist213A	
6	掲示板	538,650	H25/12/19	㈲渡邊塗料	群馬県伊勢崎市今泉町2-945-1	
7	印刷代	500,850	H25/12/19	第一印刷㈱	群馬県伊勢崎市連取町1344	
8	印刷代	93,450	H25/12/19	坂上印刷㈲	群馬県伊勢崎市宮子町3492-10	
9	印刷代	135,000	H25/12/20	上越印刷工業㈱	群馬県前橋市大渡町2-2-1	
10	印刷代	330,750	H25/12/25	㈱エルディアイ	東京都千代田区麴町5-2-1K-WINGビル8F	
11	印刷代	1,260,000	H25/12/26	㈱グラスロード社	群馬県高崎市中居町684	
12	印刷代	813,488	H25/12/27	㈲エヌズワン	群馬県伊勢崎市連取町1922-1	
13						
14						
15						
	その他の支出	32,970				
	合 計	6,061,935				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					金銭以外のものによる寄附相当分	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	50,000	H25/1/25	日本維新の会衆議院群馬県第2選挙区支部	群馬県伊勢崎市曲輪町5-18	事務所の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		50,000				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

行番号	支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	50,000	H25/1/25	日本維新の会衆議院 群馬県第2選挙区支部	群馬県伊勢崎市曲輪 町5-18	事務所の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計		50,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 2月 28日

政治団体の名称 日本維新の会群馬県総支部

会計責任者の氏名 上野 宏史



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成 26 年 1 月 30 日

日本維新の会群馬県総支部

代表 石関貴史殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 3053 号

研修終了年月日 平成 21 年 11 月 27 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会群馬県総支部の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリングを通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認でき、さらに作業スペースの不足、補助者の確保の観点から登録政治資金監査人の事務所（京都市中京区西洞院通三条下る柳水町 71-1 菅原ビル 301 号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会群馬県総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会群馬県総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上